

平成29年度新たな木材需要創出総合プロジェクト事業のうち 地域材利用促進のうち違法伐採対策の推進の概要

1 趣旨

平成28年第190回国会において、議員立法により「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号。通称「クリーンウッド法」)が成立し、平成29年5月20日に施行されます。

同法では、これまでの公共調達に加え、民間分野においても、木材・木材製品を取り扱う事業者に対し取り扱う木材の合法性の確認の努力義務が課せられることになり、事業者の取組を促進していくためには、幅広い事業者が円滑に対応できるような環境を整備していく必要があります。

このため、本事業により、同法に基づく木材関連事業者の登録の促進を図るとともに、幅広い関係者の参加による協議会を通じた普及啓発を支援します。

2 事業の概要

本事業で事業実施主体が実施する事業の内容は以下のとおりです。

(1) 木材関連事業者登録推進事業

有識者による検討委員会を設置します。

木材関連事業者の登録を促進するため、木材関連事業者を対象に、登録の手続等を説明するセミナー等を行うとともに、専門家の派遣等による個別の働きかけや登録に向けた直接指導・助言を行います。

また、森林所有者や素材生産業者、木材関連事業者等の木材の合法性証明に関する取組を徹底するため、研修会、キャンペーンなどを実施します。

さらに、取組の成果について報告書を作成します。

(2) 「クリーンウッド」普及啓発事業

全国及び全都道府県における合法伐採木材の流通・利用を促進するための協議会を立ち上げるとともに、協議会による普及啓発活動を支援します。

これらの協議会は、木材関連事業者や森林所有者、素材生産業者等の団体、登録実施機関またはその候補となる者、地方公共団体、環境N G O等の幅広い関係者から構成することとし、合法伐採木材の利用促進に向けた普及啓発、需給状況の把握、意見交換等を実施します。

特に、全国協議会は、国が提供する情報等に基づき、国別・地域別・樹種別等の状況の分析を行い、分析した結果について情報提供を行います。

都道府県協議会は全国協議会の下に置かれ、全国協議会が都道府県協議会の活動を統括します。

また、事業実施主体は、全国協議会及び都道府県協議会の活動の成果を取りまとめ、事業報告書の作成を行います。

平成29年度違法伐採関連情報提供事業に係る企画競争応募要領

1 総則

平成29年度違法伐採関連情報提供事業（以下「事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 事業実施の目的

平成28年第190回国会において、議員立法により「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号。通称「クリーンウッド法」）が成立し、平成29年5月20日に施行される。同法は、これまでの公共調達に加え、民間分野においても、木材・木材製品を取り扱う事業者に対し、取り扱う木材の合法性の確認の努力義務が課せられることになり、その実効性を確保するため、幅広い事業者が円滑に同法で求められる取組を行うことができるようとする必要がある。

特に、同法では、「国内外の木材等の生産及び流通の状況並びに我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずる」ことが国の責務として規定（法第4条第2項）されたことから、本事業においては、これらの情報を提供するためのウェブサイトの作成・更新や、ウェブサイトに掲載されている情報に関する事業者等からの問合せへの対応、新たな情報の収集を行うこととする。

3 事業内容

事業の具体的な内容は以下の通りとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

ア 「クリーンウッド・ナビ（仮称）」の作成

「合法伐採木材の流通及び利用の促進に関する法律」（第4条（国の責務））に規定された「国内外の木材等の生産及び流通の状況並びに我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令に関する情報（以下、「法令等情報」という。）の収集及び提供」を行うにあたり、林野庁ウェブサイトでの公開のため、制度の概要と法令等情報等に関するコンテンツをアップロードできる形態で作成・納品する。

具体的には、平成28年度補正予算林野庁委託事業（「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業）の成果品も活用しつつ、制度の概要として、
・「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」本文、施行規則、省令、
・ガイドライン、Q&A、
・制度紹介パンフレット
等を掲載する。

法令等情報については、国別・地域別等に分類した上で、
・事業者が木材の合法性の判断において確認すべき事項及び確認にあたって留意すべき事項

- ・現地の法令や運用の実態
 - ・木材の生産及び流通の状況
- 等を掲載する。

これらの情報の掲載にあたっては、ユーザビリティに配慮した掲載方式とすること。

なお、担当職員と協議の上、一部コンテンツは英語でも作成すること。

① 各ページのデザイン作成

林野庁木材利用課企画調整班職員（以下「担当職員」という。）から提供する情報等を元に、作成する各ページのデザイン及びコンテンツを作成すること。

デザイン及びコンテンツについては、当該事業等を担当する担当職員の承認を得ること。

② 林野庁ウェブサイトに掲載するためのHTML変換

①で作成したコンテンツを、林野庁ウェブサイト（www.rinya.maff.go.jp）内に掲載するためにHTML変換すること。

③ 電磁記録媒体の提出

電磁記録媒体資料2部（CD-R）は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して、平成29年5月10日までに、林野庁木材利用課企画調整班まで提出すること。

【作成上の注意点】

- (1) デザイン案は、JPEG形式で提出すること。
- (2) 配色や配置、画像の加工等、詳細なデザインについては、担当職員等の指示に沿って調整を行うこと。
- (3) ページのヘッダー、フッターは、平成28年8月にリニューアルした林野庁テンプレートを使用すること。
- (4) 制作するコンテンツについては高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格（JIS X 8341-3）に準拠したものとすること。
- (5) コンテンツのHTML化に際しては、提供するテンプレート（XHTML1.0+CSS2.0）のデザインにしたがうこと。また提供するテンプレートがフルスタイル（XHTML1.0+CSS2.0）にて実現されていることから、テーブルタグを利用したデザインをできるだけ避け、フルスタイルの環境で行うこと。
- (6) コンテンツを掲載する前に、XHTML、CSS及びアクセシビリティの各チェックを行うこと。なお、実施に当たっては、下記のチェックツールを用いること。
 - ア XHTML検証
<http://validator.w3.org/>
 - イ CSS検証
<http://jigsaw.w3.org/css-validator/>
 - ウ アクセシビリティ検証
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/miChecker.html

- (7) 各ページは、レスポンシブデザインとなるように作成すること。
- (8) コンテンツの作業開始前に、担当職員及び農林水産省本省HP、林野庁HPのホームページ管理者（ウェブマスター）と、作成するコンテンツの仕様について協議を行うとともに、コンテンツ・マネジメント・システムへの適否を判断できるテストページ（数ページ）を作成し、同管理者によるテストページの承認を得てから、コンテンツの作成作業を開始すること。

イ 「クリーンウッド・ナビ」(仮称) の更新

アで作成した「クリーンウッド・ナビ」を最新の状態に維持するため、国内外における木材の流通や関連法令に関する情報を国内で随時収集・整理した上で、「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツの更新を行い、林野庁ウェブサイトにアップロードできる状態で定期的（少なくとも月1回）に電磁記録媒体を林野庁に提出すること。

ウ ウェブサイト掲載情報に関する問い合わせ対応

ウェブサイトに掲載された情報に関する相談窓口受付用の専用電話、FAX、メールアドレスを設置し、平成29年5月22日（月）から問い合わせ対応を行うこと。相談窓口は、平日の9時から18時まで（12時から13時までを除く）に対応できる体制とすること。問い合わせの対応にあたっては、制度や法令等情報について十分理解している者を配置すること。

また、問い合わせが多く寄せられた案件等について整理し、林野庁とも協議等を行ったうえで、イで行う更新の際にも反映させること。